ADACHI CITY 消費者センターだより

知ると分かる。
すると変わる。
SDGs MODEL ADACHI

暮らしに役立つ情報や悪質商法に遭わないようにするための情報をお伝えする

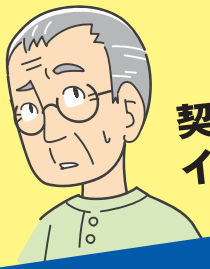
すけ坊かわら版

No. 89
令和8年
12月15日発行

足立区消費者センターキャラクター
あなたのくらしのおたすけ隊
“はりきり！すけ坊”



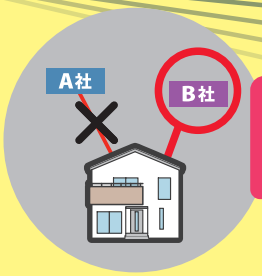
足立区消費者センター
〒123-0851　足立区梅田7-33-1　エル・ソフィア2階　☎03-3880-5385
消費生活相談専用　☎03-3880-5380
相談時間：平日午前9時～午後4時45分（年末年始を除く）



契約している事業者から
インターネットの光回線※サービス変更の電話があった…



“契約している事業者”からだなんて そもそもウソ!?



あるある事例 1
別の事業者と
契約させられた

光回線
サービスの
電話勧誘
トラブル
増加中!!



あるある事例 2
身に覚えのない
オプションをつけられた



※ 光回線とは、光ファイバーを使ってインターネットなどにつなぐ通信回線のことです。

トラブルを防ぐ方法とは!?

困ったときは消費者センターへ！

☎03-3880-5380

詳しくは裏面を

電話勧誘による 光回線サービスの契約トラブル事例

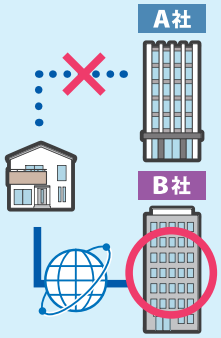
あるある事例 1

嘘をついて、別事業者へ契約変更させられる

「A社の光回線が終了するため契約変更が必要」との電話があったため、契約しているA社の関連会社と思い、A社からB社に変更した。

▼

のちに、A社の光回線が終了するという話が嘘だったと分かった。



あるある事例 2

契約した覚えのないオプションをつけられる

光回線事業者から電話がかかってきて「料金が安くなります」と勧誘されたので信用して契約した。

▼

後日、請求書を見ると、動画見放題など契約した覚えのないオプションが複数つけられて高額になっていた。



電話がきてすぐに契約するのは NG

トラブルを防ぐためのポイント4

ポイント1 必ず最初に事業者名とサービス名を確認しましょう

ポイント2 その場では契約をせず、郵送などで説明書面を受け取ってから説明を聞きましょう

ポイント3 契約書面が届いたら、すぐに内容を確認しましょう

ポイント4 契約後にキャンセルしたい場合は、すぐに事業者に申し出ましょう

✶ 契約書面受領日から8日間は、中途解約の違約金の負担なく通信サービスの契約を解除できる場合があります。（通信サービス利用料・事務手数料・工事費用・購入した端末代等は対象外）

少しでも不安を感じた場合や、トラブルにあった場合には消費者センターにご相談ください。

☎ 03-3880-5380